

# 岡山県公報

発行  
岡山県



## 目次

担当課（室）

### 【告示】

- 収納計器取扱者の廃止の届出
- 公金事務の委託
- 漁船保険付保義務発生のための同意の認定

税務課  
福祉企画課  
水産課

### 【公告】

- 家畜伝染病の発生
- 土地改良区の定款変更の認可
- 土地改良事業計画の変更認可申請の縦覧
- 開発許可を受けた開発行為に関する工事の完了
- 一般競争入札の実施
- 〃
- 〃
- 〃
- 岡山県が公平委員会の事務を受託している地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則  
(県例規集登載)

### 【人事委員会】

人事委員会

畜産課

耕地課

建築指導課

〃

〃

〃

〃

〃

〃

〃

〃

〃

〃

## 目次

担当課（室）

◎岡山県告示第二百六十二号

証紙代金収納計器による自動車税の徴収に関する条例（昭和四十六年岡山県条例第三十七号）第三条の規定により指定した次の収納計器取扱者について、証紙代金収納計器による自動車税の徴収に関する条例施行規則（昭和四十六年岡山県規則第五十七号）第七条に規定する証紙代金収納計器取扱廃止届を受理した。

令和八年五月十二日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 証紙代金収納計器の取扱いを廃止した収納計器取扱者の名称及び所在地

1 名称

一般社団法人岡山県自動車整備振興会

2 所在地

岡山市北区富吉五三〇一番八

二 取扱いを廃止した証紙代金収納計器の設置場所

岡山市北区久米一七八番地の三

三 廃止年月日

令和八年四月三十日

◎岡山県告示第二百六十三号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百四十三条の二第一項の規定により、同条第二項に規定する指定公金事務取扱者に公金事務を次のとおり委託した。

令和八年五月十二日

岡山県知事

伊原木

隆

太

一 指定公金事務取扱者の名称及び事務所の所在地

大韓赤十字社

大韓民国江原道原州市革新路五〇

二 指定をした日

令和八年四月一日

三 指定公金事務取扱者に委託した公金事務に係る歳出

在韓受給権者に対する原爆諸手当及び在韓葬祭料受給権者に対する葬祭料

五 委託をした日

令和八年四月一日

六 公金事務を取り扱う期間

令和八年四月一日から令和九年三月三十一日まで

◎岡山県告示第二百六十四号

漁船損害等補償法（昭和二十七年法律第二十八号）第一百二十二条の二第二項の規定による届出を審査した結果、次の加入区について、同法第一百二十二条第一項の規定による同意があつたものと認めた。

令和八年五月十二日

岡山県知事 伊原木 隆 太

加入区の名称 胸上加入区

玉野加入区

大島美の浜加入区

〔一九七七〕家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第六十六号）第十三条第一項の規定により、次のとおり家畜伝染病が発生した旨の届出があった。

令和八年五月十二日

岡山県知事 伊原木 隆 太

病 ヨ―ネ	家畜 伝染病 の種類
乳用牛	家畜の種類
令和六年八月六日	生年 月日
患畜	患畜・疑似 患畜の区分
一頭	発生 頭数
笠岡市	発生 場所
令和八年四月二十四日	発生 年月日

令和8年5月12日 岡山県公報 第12801号

〔一九八〕土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、土地改良区の定款の変更を次のとおり認可した。

令和八年五月十二日

岡山県知事

伊原木

隆

太

一 土地改良区の名称

入真加部土地改良区

二 認可年月日

令和八年四月三十日

〔一九九〕土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第四十八条第一項の規定により申請のあった土地改良事業計画の変更について、同条第九項において準用する同法第八条第一項の規定により、その申請を適当と決定したので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

この公告に係る決定に対して異議がある者は、縦覧の期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に岡山県備前県民局長に申し出ることができる。

令和八年五月十二日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 申請者

児島湾土地改良区

二 地区名

児島湾土地改良区（団体営土地改良（維持管理）事業）

三 縦覧に供する書類

計画変更を必要とする理由書

土地改良区定款

事業変更計画書

縦覧の期間

令和八年五月十二日から同年六月二日まで

五 縦覧の場所

岡山県備前県民局農林水産事業部

〔二〇〇〕次の者に係る都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条の規定による開発許可を受けた開発行為に関する工事が完了した。

令和八年五月十二日

岡山県知事

伊原木

隆

太

一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

総社市久代字中畑ケ三九五六番一、三九五六番二

二 許可を受けた者の住所及び氏名

総社市久代三九五七番地

名木田裕也

総社市中原四八八番地三 k a d o y a k a n B 一〇一

名木田志奈

三 許可年月日及び許可番号

令和八年三月二日岡山県指令建指第三〇四号

「二〇二一」政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり一般競争入札を実施する。

令和八年五月十二日

岡山県知事 伊原 木 隆 大

## 1 調達内容

- (1) 購入物品名及び数量  
ノート型パーソナルコンピュータ (知事部局【本庁分】) 312式
- (2) 購入物品の特質等  
入札説明書、令和8年度前期集中調達ノート型パーソナルコンピュータ仕様書 (知事部局) 13～14型及び同仕様書15型以上 (以下「入札説明書等」という。)による。

## (3) 納入期限

令和8年10月30日 (金)

## (4) 納入場所

入札説明書による。

## (5) 入札方法

入札金額は、調達物品の本体価格のほか、輸送費及び入札説明書等に記載する作業等納入に要する一切の諸経費を含めた額とする。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

## 2 競争入札参加資格

次の要件のいずれにも該当する者とする。

- (1) 令和8年度に県が発注する物品の調達契約であって地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)の規定が適用される契約に係る競争入札に参加する者に必要な資格(令和8年岡山県告示第31号(物品の売買、修理等の調達契約に係る競争入札の参加資格、資格審査の申請手続等。以下「資格告示」という。))に定める資格をいう。)を得ている者で、格付区分がAであるものであること。
- (2) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
- (3) この公告の日から落札者が決定する日までの間において、岡山県物品の売買、修理等及び役務の提供の契約に係る入札参加資格審査要領(平成19年岡山県告示第332号)の規定による入札参加の停止の措置を物品の売買、修理等に関して受けている者でないこと。
- (4) この公告の日から落札者が決定する日までの間において、岡山県物品の売買、修理等及び役務の提供の契約に係る入札参加除外等要領に基づく入札参加除外の措置を物品の売買、修理等に関して受けている者でないこと。
- (5) 民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立てがなされている者又は会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立てがなされている者(再生手続開始の決定又は更生手続開始の決定を受けている者を除く。)でないこと。

## 3 競争入札参加資格の申請手続

この一般競争入札への参加を希望する者で、2(1)の資格を得ていないものは、資格告示に基づき申請手続を行うこと。

(1) 申請先及び問い合わせ先

〒700-8570 岡山市北区内山下二丁目4番6号

岡山県出納局用度課管理班

電話 (086) 226-7538

(2) 申請期限

令和8年6月8日(月) 正午

4 契約条項を示す場所等

(1) 契約条項を示す場所、入札説明書等の交付場所及び問い合わせ先

〒700-8570 岡山市北区内山下二丁目4番6号

岡山県出納局用度課調達班(岡山県庁地下1階)

電話 (086) 226-7540

(2) 入札説明書等の交付期間及び交付方法

ア 交付期間

令和8年5月12日(火) から同年6月15日(月) まで(岡山県の休日を定める

条例(平成元年岡山県条例第2号)第1条第1項に規定する県の休日を除く。)

イ 交付方法

(1)の場所にて交付する。

また、郵送による交付を希望する場合は、交付に必要な期間を十分に考慮し、返信用封筒及び返信に必要な切手等を同封し、(1)の場所に請求すること。なお、交付する入札説明書等は、縦297ミリメートル、横210ミリメートル、重さ約120グラムであるので、注意すること。

(3) 入札書の提出方法

入札書の提出は、持参又は郵便若しくは信書便による送付(以下「郵送等」という。)によるものとする。

(4) 入札及び開札の日時及び場所

ア 日時

令和8年6月24日(水) 13時10分

ただし、郵送等による場合にあつては、令和8年6月23日(火) 17時を受領期限とする。

イ 場所

岡山市北区内山下二丁目4番6号

岡山県出納局用度課地下1階入札室

ただし、郵送等による場合にあつては、(1)の場所に提出するものとする。

ウ その他

持参の場合にあつては、入札開始前及び開札開始後においては、入札書の提出を受け付けない。

5 入札者に要求される事項

この一般競争入札に参加を希望する者は、一般競争入札参加申出書及び入札説明書で指定する添付書類を令和8年6月15日(月) 17時まで、4(1)の場所に提出(郵送等によるものを含む。)しなければならない。

また、入札参加希望者は、契約担当者から提出した書類等に関し説明を求められた場合には、それに応じなければならない。

6 その他

# 令和8年5月12日 岡山県公報 第12801号

- (1) 入札及び契約手続において使用する言語及び通貨  
日本語及び日本国通貨
- (2) 入札保証金  
岡山県財務規則(昭和61年岡山県規則第8号)第131条及び第133条の規定による。
- (3) 契約保証金  
岡山県財務規則第153条及び第155条の規定による。
- (4) 入札の無効  
この公告に示した競争入札参加資格のない者とした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札その他岡山県財務規則第140条各号に掲げる入札に係る入札書は、無効とする。
- (5) 契約書作成の要否  
要
- (6) 落札者の決定方法  
岡山県財務規則第137条第1項の規定により決定された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- (7) その他  
詳細は、入札説明書による。

## 7 Summary

- (1) Name and quantity of the products to be purchased :  
Notebook type Personal Computer 312 Units
- (2) Delivery date :  
By 30 October (Friday) , 2026
- (3) Delivery place :  
Specified in the bid explanation form
- (4) Time limit for tender :  
1:10 P.M. 24 June (Wednesday) , 2026
- (5) Contact point for the notice :  
Okayama Prefectural Government Office, Treasury Bureau, Office  
Supplies Division  
2-4-6, Uchisange, Kita-ku, Okayama-shi, Okayama-ken, 700-8570,  
Japan  
TEL 086-226-7540

「11011」政府調達に関する協定の適用を受ける調達のついでに、次のとおり一般競争入札を実施する。

令和八年五月十二日

岡山県知事 伊原 木 隆 大

## 1 調達内容

- (1) 購入物品名及び数量  
ノート型パーソナルコンピュータ (知事部局【県民局・地域事務所分】) 233式
- (2) 購入物品の特質等  
入札説明書、令和8年度前期集中調達ノート型パーソナルコンピュータ仕様 (知事部局) 13～14型及び同仕様書15型以上 (以下「入札説明書等」という。) による。

- (3) 納入期限  
令和8年10月30日 (金)

- (4) 納入場所  
入札説明書による。

- (5) 入札方法  
入札金額は、調達物品の本体価格のほか、輸送費及び入札説明書等に記載する作業等納入に要する一切の諸経費を含めた額とする。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

## 2 競争入札参加資格

次の要件のいずれにも該当する者とする。

- (1) 令和8年度に県が発注する物品の調達契約であって地方公共団体の物品等又は特定業務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)の規定が適用される契約に係る競争入札に参加する者に必要な資格(令和8年岡山県告示第31号(物品の売買、修理等の調達契約に係る競争入札の参加資格、資格審査の申請手続等。以下「資格告示」という。)に定める資格をいう。)を得ている者で、格付区分がAであるものであること。
- (2) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
- (3) この公告の日から落札者が決定する日までの間において、岡山県物品の売買、修理等及び業務の提供の契約に係る入札参加資格審査要領(平成19年岡山県告示第332号)の規定による入札参加の停止の措置を物品の売買、修理等に関して受けている者でないこと。
- (4) この公告の日から落札者が決定する日までの間において、岡山県物品の売買、修理等及び業務の提供の契約に係る入札参加除外等要領に基づき入札参加除外の措置を物品の売買、修理等に関して受けている者でないこと。
- (5) 民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申立てがなされている者又は会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始の申立てがなされている者(再生手続開始の決定又は更生手続開始の決定を受けている者を除く。)でないこと。

## 3 競争入札参加資格の申請手続

この一般競争入札への参加を希望する者で、2(1)の資格を得ていないものは、資格告示に基づき申請手続を行うこと。

(1) 申請先及び問い合わせ先

〒700-8570 岡山市北区内山下二丁目4番6号

岡山県出納局用度課管理班

電話 (086) 226-7538

(2) 申請期限

令和8年6月8日(月) 正午

4 契約条項を示す場所等

(1) 契約条項を示す場所、入札説明書等の交付場所及び問い合わせ先

〒700-8570 岡山市北区内山下二丁目4番6号

岡山県出納局用度課調達班(岡山県庁地下1階)

電話 (086) 226-7540

(2) 入札説明書等の交付期間及び交付方法

ア 交付期間

令和8年5月12日(火) から同年6月15日(月) まで(岡山県の休日を定める

条例(平成元年岡山県条例第2号)第1条第1項に規定する県の休日を除く。)

イ 交付方法

(1)の場所にて交付する。

また、郵送による交付を希望する場合は、交付に必要な期間を十分に考慮し、返信用封筒及び返信に必要な切手等を同封し、(1)の場所に請求すること。なお、交付する入札説明書等は、縦297ミリメートル、横210ミリメートル、重さ約120グラムであるので、注意すること。

(3) 入札書の提出方法

入札書の提出は、持参又は郵便若しくは信書便による送付(以下「郵送等」という。)によるものとする。

(4) 入札及び開札の日時及び場所

ア 日時

令和8年6月24日(水) 13時10分

ただし、郵送等による場合にあつては、令和8年6月23日(火) 17時を受領期限とする。

イ 場所

岡山市北区内山下二丁目4番6号

岡山県出納局用度課地下1階入札室

ただし、郵送等による場合にあつては、(1)の場所に提出するものとする。

ウ その他

持参の場合にあつては、入札開始前及び開札開始後においては、入札書の提出を受け付けない。

5 入札者に要求される事項

この一般競争入札に参加を希望する者は、一般競争入札参加申出書及び入札説明書で指定する添付書類を令和8年6月15日(月) 17時まで、4(1)の場所に提出(郵送等によるものを含む。)しなければならない。

また、入札参加希望者は、契約担当者から提出した書類等に関し説明を求められた場合には、それに応じなければならない。

6 その他

# 令和8年5月12日 岡山県公報 第12801号

- (1) 入札及び契約手続において使用する言語及び通貨  
日本語及び日本国通貨
- (2) 入札保証金  
岡山県財務規則(昭和61年岡山県規則第8号)第131条及び第133条の規定による。
- (3) 契約保証金  
岡山県財務規則第153条及び第155条の規定による。
- (4) 入札の無効  
この公告に示した競争入札参加資格のない者とした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札その他岡山県財務規則第140条各号に掲げる入札に係る入札書は、無効とする。
- (5) 契約書作成の要否  
要
- (6) 落札者の決定方法  
岡山県財務規則第137条第1項の規定により決定された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- (7) その他  
詳細は、入札説明書による。

## 7 Summary

- (1) Name and quantity of the products to be purchased :  
Notebook type Personal Computer 233 Units
- (2) Delivery date :  
By 30 October (Friday) , 2026
- (3) Delivery place :  
Specified in the bid explanation form
- (4) Time limit for tender :  
1:10 P.M. 24 June (Wednesday) , 2026
- (5) Contact point for the notice :  
Okayama Prefectural Government Office, Treasury Bureau, Office  
Supplies Division  
2-4-6, Uchisange, Kita-ku, Okayama-shi, Okayama-ken, 700-8570,  
Japan  
TEL 086-226-7540

◎岡山県人事委員会規則第二十三号

岡山県が公平委員会の事務を受託している地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和八年五月十二日

岡山県人事委員会委員長 安 田 寛

岡山県が公平委員会の事務を受託している地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

岡山県が公平委員会の事務を受託している地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則（昭和四十一年岡山県人事委員会規則第十六号）の一部を次のように改正する。

別表備前市の部議会事務局の項中「副参事 主幹」を「係長」に改め、同部市長部局の項中「室長 部長」を「部長」に、「参与 政策監」を「参与」に、「主幹 秘書係長」を「主幹 秘書広報係長」に、「（秘書係）を（秘書広報係）に」、「支所長」を「支所長 次長 副参与」に、「副参与 課長 参事 課長代理 副参事 課長補佐 主幹」を「副参与 課長 参事 課長代理 副参事 課長補佐 主幹 係長」に、

備前さつき苑	苑長 療養部長 副療養部長 看護師長 事務長 事務次長 主幹 庶務係長
訪問看護ステーション	施設長 副施設長 所長 所長代理 副所長

を

備前さつき苑	苑長 療養部長 副療養部長 看護師長 事務長 事務次長 主幹 庶務係長
--------	-------------------------------------

に改め、同部教育

委員会の項中「副教育長 部長 次長 政策監」を「部長 次長」に、「総務振興係長」を「総務管理係長」に改め、同表瀬戸内市の部市長部局の項中「企画振興課」を「市政推進課」に改め、同表真庭市の部市長部局の項中「部長 危機管理監 産業政策統括監」を「部長 次長 危機管理監 推進監 統括監」に、「センター長」を「センター長 課長補佐（総務課に属する者で人事、給与又は争訟の事務を行うもの及び秘書広報課に属する者で秘書の事務を行うものに限る。）」に、「総務課、総合政策課、秘書広報課及び財政課に属する者」を「総務課に属する者で人事、給与又は争訟の事務を行うもの及び秘書広報課に属する者で秘書の事務を行うもの」に、「主幹」を「係長（総務課に属する者で人事、給与又は争訟の事務を行うもの及び秘書広報課に属する者で秘書の事務を行うものに限る。）」に改め、「総合政策課に属する者で行政改革の事務を行うもの」を削り、

クリーンセンターまにわ	所長
真庭北部クリーンセンター	所長

を

旭水苑	所長
-----	----

クリーンセンターまにわ	所長
-------------	----

「に改め、  
同部教育委員会の項中「総括参事」を「総括参事 課長補佐（教育総務課に属する者で  
人事又は給与の事務を行うものに限る。）」に、「主幹」を「係長（教育総務課に属する  
者で人事又は給与の事務を行うものに限る。）」主幹」に改め、同表早島町の部町長部  
局の項中「部長」を「総合政策監 理事 部長」に、「参事 総務課長補佐」を「室長  
参事 総務課長補佐 総務課人事担当主幹」に改め、同部教育委員会の項中

小・中学校	校長 教頭
公民館	館長

小・中学校	校長 副校長 教頭
-------	-----------

「に改め、  
同表里庄町の部町長部局の項中「主幹 主査」を「主幹、主査」に改め、同表吉備中央  
町の部町長部局の項中「総務課長補佐」を「参事 総務課長補佐」に、「財務主幹」を  
「主査（人事又は給与の事務を行う者に限る。） 主事（人事又は給与の事務を行う者  
に限る。） 主事補（人事又は給与の事務を行う者に限る。） 財務主幹」に、

吉備高原総合調整事務所	所長
-------------	----

吉備高原都市事務所	所長
-----------	----

附則  
この規則は、公布の日から施行する。

に改める。

を

を

に改め、